

ブルーフアイナンス・ ガイドライン 第2版

グリーンボンド原則およびグリーン
ローン原則に基づくブルーエコ
ノミー向けファイナンスの手引き

IFC とは

世界銀行グループの一員である IFC は、新興市場の民間セクターに特化した世界最大規模の国際開発機関です。途上国で市場と機会を創出するため、IFC は持てる資金、知見そして影響力を活かし、世界 100 カ国以上で活動しています。2025 年度、IFC は途上国の民間企業と金融機関に対し、過去最高となる 710 億米ドルの投融資を承認し、居住可能な地球において貧困のない世界の実現に向け、民間セクターによる解決策の活用や民間資金の動員に取り組んでいます。詳細 www.ifc.org をご覧ください。

免責事項

本資料は情報提供のみを目的として作成されており、本資料に記載された情報は要約されているか、不完全な場合があります。IFC は特に、本資料の正確性や完全性に関して、いかなる保証及び表明も行うものではありません。IFC はこれらの情報を更新する義務を一切負いません。

本資料は目論見書ではなく、IFC または第三者が発行するいかなる債券についての評価基準を提供するものでもありません。また、本資料で言及されているいかなる商品又はサービスについても予約又は購入を勧誘又は提供するものではありません。いかなる状況においても、IFC 又はその関係機関は、本資料の情報の使用に起因するいかなる損失、損害、負債、費用に対しても責任を負いません。これには直接的損害、間接的損害、特別損害、派生的損害を含み、それらに限らず、たとえそのような損害の可能性について IFC が報告を受けていた場合を含め、いかなる状況においても、IFC 及び IFC の関係機関は責任を負いません。

写真クレジット :

Shutterstock: Pages 4, 13, 15, 17, 18, 19, 20

Adobe Stock: Pages 8, 23

Unsplash: Page 22, by NEOM, Page 28, by Bernd-Dittrich

目次

序文.....	2
謝辞.....	3
1. IFC ブルーファイナンス・ガイドライン第2版について	4
2. ブルーガイダンスの枠組み	8
グリーンおよびサステナブルファイナンスにおけるテーマ別ガイダンス	11
グリーンボンドおよびグリーンローン原則に基づく資金提供	12
3. ブルーファイナンス適格活動	13
4. ブルーエコノミー関連活動に関する指標.....	23
5. 外部レビュー	28
付録.....	30
1: グリーンボンドおよびグリーンローン原則に基づく ブルーエコノミー活動のマッピング.....	30
2: 用途特定型商品およびサステナビリティ・リンク商品を通じた ブルーファイナンスの導入（例）	40

序文

ブルーエコノミーはもはやニッチではなく、世界が将来にわたり持続可能な発展を続けていくための中心的な役割を担っています。

IFC は海や河川を、単に保護が必要な生態系としてではなく、成長の牽引役、雇用の創出源、およびイノベーションのプラットフォームとして捉えています。だからこそ、このブルーファイナンス・ガイドライン第2版が重要なのです。この第2版は、市場が向かっている方向性一単に持続可能なだけでなく、拡張性を備えた投資への流れを反映しています。

IFC は 2022 年にブルーファイナンス・ガイドライン第1版を公開して以来、ブルーローンやブルーボンドに 20 億ドル以上を動員し、プラスチックのリサイクルから水の安全保障、海洋保全にまでまたがる投融資ポートフォリオを支えてきました。このポートフォリオは今も成長を続けています。IFC はブルーファイナンスを主流化するため、アジアからカリブ海諸国に至るまで様々な市場の発行体や規制当局と協力しており、その努力は実を結んでいます。ブルーファイナンスの取引は拡大し、投資家の関心は高まり、このガイドラインは信頼できる資料として顧客に参照されています。

この第2版は、こうした機運に応えるものです。第2版では、官民両方の関係者がブルーファイナンスをより広く、より迅速に発展させられるよう、明確なインパクト指標を追加し、サステナビリティ・リンク商品の特徴を盛り込み、より多くのケーススタディとツールを提供しています。

しかし IFC が目指しているのはより良いツールを構築することだけに留まりません。私たちは、経済全体の潜在力を引き出そうとしています。ブルーエコノミーは水産養殖から廃棄物処理、沿岸部のツーリズム、海洋バイオテクノロジーに至るまで幅広く、新興国

にとって非常に重要なセクターと関わっています。これらは雇用を創出し、投資を呼び込み、社会のレジリエンスを高めるセクターです。私たちは、前進にはパートナーシップが必要であることを認識しています。IFC の最初のブルーファイナンス・ガイドラインの成功は、官民の関係者が足並みをそろえると何ができるかを浮き彫りにしました。この第2版は、世界的にブルーファイナンス需要が加速していることを踏まえ、これまでの進展を踏まえて作成されました。

ブルーエコノミーの真価を引き出すためには、資金だけでなく信頼を高めることも必要です。本ガイドラインは、定義を共有し、市場全体の信頼を高めることに向けた新たな一歩です。また、「ブルーファイナンスの対象となりうるのはどのような事業活動か」「海洋や水資源に重点を当てたインパクト指標にはどのようなものがあるか」といった投資家から寄せられる主要な問いへの答えにも役立ちます。つまり、ブルーエコノミーは人々、市場、そして地球のための機会と安全保障、さらに成長を意味するからです。



モハメッド・グレッド
IFC グローバル産業担当副総裁

謝辞

このIFCブルーファイナンス・ガイドライン第2版は、IFCのブルーファイナンス・チームが、AXAクライメート、クライメート・ボンド・イニシアチブ、マースク・マッキニー・モラー・ゼロカーボン SHIPPING 研究所 (Mærsk Mc-Kinney Møller Center for Zero Carbon Shipping)、オーステッド、ラボバンク、ティー・ロウ・プライス、およびデンマーク工科大学国立水産資源研究所と協力して作成しました。

IFCブルーファイナンス・チームはプシュカラ・ラタン博士(プロジェクト主任)、カウシ・リヤネージ、フランシスコ・アヴェンダーニョ、ホンツォー・グオ、およびホセ・ガミト・ピレスで構成されています。

チームは、世界銀行グループの以下の職員から寄せられた貴重なフィードバックに感謝します。アロク・K・シン、グレゴリー・コフィ・クペグリ、マリン・タバリー、ニナ・ゼッガー、オクサナ・メグル、ピョートル・A・マズルキエヴィチ、およびタオ・ワン。

この第2版はアリアネ・カプレン、デレク・ウー、レア・コーチャル (AXAクライメート)、ショーン・キドニー (クライメート・ボンド・イニシアチブ)、サイモン・ウターマック (ICMA)、セオドア・タルボット (マースク・マッキニー・モラー・ゼロカーボン SHIPPING 研究所)、キャット・ヘミングセン、マイケル・エドワード・マレーヴィチ (オーステッド)、マーゴット・ダンコナ=ローシンク (ラボバンク)、トンガイ・クノルプエ (ティー・ロウ・プライス)、およびメアリー・ウィズ博士 (デンマーク工科大学国立水産資源研究所) からの情報提供およびフィードバックを盛り込んでいます。

IFCブルーファイナンス・ガイドライン第2版は、海洋科学・海洋エンジニアリングを専門とするデンマークのシンクタンク NIRAS A/S に所属し、ブルーエコノミー活動およびブルーエコノミー・セクターに関する広範な専門知識と経験を有するアンドレアス・プロガード・ブルによる独立の立場からのレビューを受けています。

A close-up photograph of a person's hands cupping water from a pipe. The water is splashing and falling down, creating a dynamic and refreshing scene. The background is slightly blurred, showing some greenery and a dark surface.

1

IFC ブルーファ
イナンス・
ガイドライン
第2版について

第1章

IFC ブルーファイナンス・ ガイドライン 第2版について

ブルーファイナンスは海洋および水資源の再生、保護、および持続可能な利用を実現する上で極めて重要な役割を果たしています。

持続可能な海洋経済と淡水資源の重要性に対する認識の高まりを背景に、近年、世界の投資家や金融機関、政策決定者、発行体からの関心が高まっており、ブルーファイナンス市場は大幅に勢いを増しています。これまでの傾向が続けば、世界の海洋経済の粗付加価値（GVA）は2020年の約2.6兆ドルから2050年には5.1兆ドルへと2倍に成長する可能性があります¹。ブルーファイナンス市場はまだ誕生から日が浅いとは言え、ブルーエコノミーへの投資の増加と画期的な資金調達手段によって活気づいています。

¹ 経済協力開発機構（OECD）（2025年）「2050年までの海洋経済（The Ocean Economy to 2050）」、OECD出版、パリ、<https://doi.org/10.1787/a9096fb1-en>

IFC が 2022 年に発行した最初のブルーファイナンス・ガイドラインは、国際資本市場協会（ICMA）とローン市場協会（LMA）がそれぞれ管理するグリーンボンド原則（GBP）とグリーンローン原則（GLP）に基づいていました。ブルーファイナンス・ガイドライン第1版では、「すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」または「海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」ことに貢献する投融資を支援するための、調達資金の適格な使途のリストを提示しました。これらの活動は、グリーンボンド原則およびグリーンローン原則に完全に則っています。このガイドラインは IFC の投融資の指針であるだけでなく、以下を含む市場関係者によって採用されています。

- フィリピン証券取引委員会（SEC）—規制当局として初めてブルーファイナンス・ガイドラインを発行
- 中米経済統合銀行（CABEI）
- スリランカ中央銀行
- ジャマイカ証券取引所
- BNPパリバ
- Saur—欧州の水道事業会社として初めてブルーボンドを発行
- DP ワールド—中東地域で初めてブルーボンドを発行
- オーステッド—エネルギー企業として初めてブルーボンドを発行

IFC、ICMA、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）、アジア開発銀行および国連グローバル・コンパクトが策定した「持続可能なブルーエコノミーの資金調達のための債券に関する実務者ガイド（The Practitioner’s Guide on Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy）」（2023年）²は、グローバル市場の既存の基準に基づいて作成された自主的なガイダンス資料であり、世界的に受け入れられたブルーファイナンスの定義と適格基準の概要を解説し、ブルーファイナンスに関わる発行体や投資家、引受業者からの信頼を高めています。この実務者ガイドは、参照すべき基準としてではなく、指針の提示を目的として策定されました。実務者ガイドとブルーファイナンス・ガイドラインの主な違いは、その対象範囲にあります。IFC のブルーファイナンス・ガイドラインは淡水関連のプロジェクトと海洋関連のプロジェクトの両方を対象とし、持続可能な開発目標（SDG）6「安全な水とトイレを世界中に」とSDG 14「海の豊かさを守ろう」に対応していますが、その一方で実務者ガイドはSDG 14「海の豊かさを守ろう」に対応する海洋関連のプロジェクトに特化しています。

IFC のブルーファイナンス・ガイドライン第2版は、金融機関や市場関係者による、水および海洋資源の持続可能な利用に貢献する投融資機会の特定、組成および規模拡大を支援することを目的としています。

2 ADB、ICMA、IFC、UNEP FI および国連グローバル・コンパクト（2023年）「持続可能なブルーエコノミーの資金調達のための債券に関する実務者ガイド」
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>

第2版の特徴は以下のとおりです。

- ブルーファイナンス活動の適格性枠組みを更新し、対象セクターを水の安全保障、プラスチックのリサイクル、輸送、水産養殖、海洋保全などに拡大。
- ブルーボンド、ブルーローンおよびサステナビリティ・リンク商品の設計に関する実務的なガイダンスと、パフォーマンスの追跡を支援する、ブルーファイナンスに特化した重要業績評価指標（KPI）の具体例を提供。
- ブルー投融資全般の透明性と報告を支援するインパクト指標を提示。
- 公的部門と民間部門の関係者による本ガイドラインの実務への適用を支援するケーススタディを提示。
- グリーンボンド原則、グリーンローン原則、サステナビリティ・リンク・ボンド原則、およびサステナビリティ・リンク・ローン原則を含む国際基準との整合性を確保。

初めてブルーボンドを起債する発行体であれ、経験豊富な投資家であれ、市場の枠組みを設計する政策決定者であれ、本資料は実際の市場での経験に基づいた明確な方向性を提示します。本ガイドラインは、ブルーファイナンス活動の立ち上げや評価、拡大を支援する実務的ツールとして作成されました。また民間部門による投融資をSDG 6（安全な水とトイレを世界中に）やSDG 14（海の豊かさを守ろう）をはじめとするSDGと整合させるためのツールの役割も担っています。

ブルーファイナンス市場が拡大していく中で、IFCは引き続きパートナーと協力しながら、本ガイドラインを継続的に改良し、国際的なベストプラクティスとの整合性を維持していきます。この第2版はこれまでの進展を反映し、持続可能なブルーエコノミーにおける新たな機会の波を創出するための一歩となります。



2

ブルーガイダンス
の枠組み

第2章

ブルーガイダンス の枠組み

ブルーガイダンスの枠組みは、以下の基準を適用することで、ブルーファイナンス適格となる活動や事業を特定するのに役立ちます。

1. その活動または事業は関係法令を遵守しているだけでなく、SDG 6またはSDG 14の目的に沿って海洋・淡水資源の再生、保護または持続可能な利用に大きく貢献するものか？
2. その活動または事業は、パリ協定の目標³など、社会や環境に関する他の側面での進展をリスク⁴に晒すものではないか？
3. その活動または事業の実施に伴う環境・社会へのリスクや潜在的な影響を予測および回避（回避不能な場合は最小化）し、補償または相殺するための、IFCパフォーマンス基準⁵のような環境・社会に対する保護措置や基準は適用されているか？

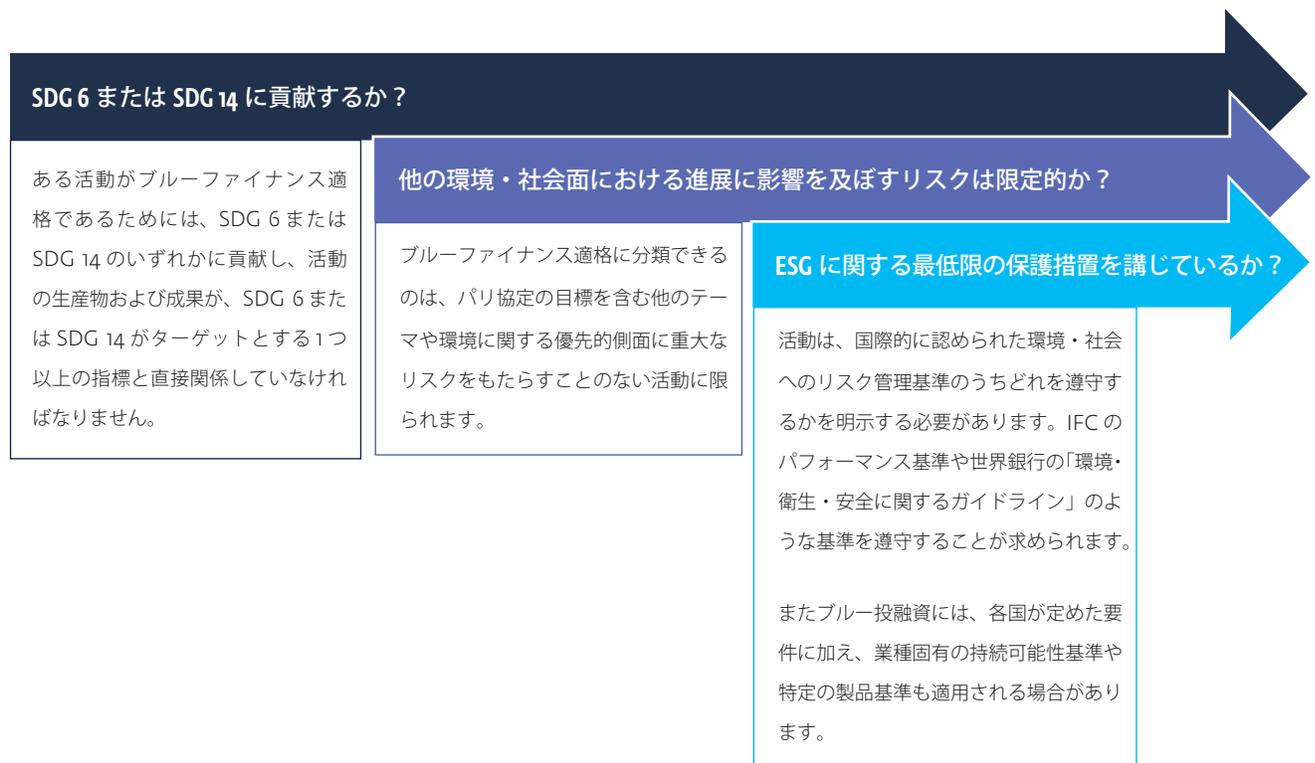
3 UNEP FI (2021年6月) 「持続可能なブルーエコノミーのための資金提供に関する除外推奨項目」 <https://www.unepfi.org/publications/turning-the-tide-recommended-exclusions/>

4 「パリ協定との整合性評価に関するMDB共同方法論的原則 (Joint MDB Methodological Principles for Assessment of Paris Agreement Alignment)」のような公開資料も、任意の活動がパリ協定の目的と整合しているかどうかの判断に役立つ場合があります。

5 IFC 「環境と社会の持続可能性に関するIFCのパフォーマンス基準」、<https://www.ifc.org/en/insights-reports/2012/ifc-performance-standards>

図1

ブルーガイドランスの枠組みを通じてブルーファイナンス適格活動を特定



グリーンおよびサステナブルファイナンスにおける テーマ別ガイドランス

ブルーファイナンスは、グリーンファイナンスおよびサステナブルファイナンスのテーマ型下位カテゴリーです。本ガイドラインは、発行体と借り手による、使途特定型商品と海洋や水資源に焦点を当てた使途不特定型商品の開発支援を目的としています。また企業がビジネスモデルを定義または構築し、ブルーエコノミーの要素を組み込むためのプログラムを開発するのにも役立ちます。ブルーファイナンス商品の目的は、海洋資源の持続可能な利用の重要性を強調し、関連する持続可能な経済活動を推進することです⁶。

ある金融商品がブルーボンド、ブルーローン、（海洋や水資源に焦点を当てた）サステナビリティ・リンク・ボンドまたは（海洋や水資源に焦点を当てた）サステナビリティ・リンク・ローンに分類されるためには、グリーンボンド原則⁷、グリーンローン原則⁸、サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）⁹、またはサステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）¹⁰といった包括的な原則や推奨事項の中核的な構成要素および要件に準拠していなければなりません。また本資料に記載されたブルーガイドランスの枠組みとも整合している必要があります。ブルーガイドランスの枠組みは、環境や海洋への配慮を装っただけのグリーンウォッシングやブルーウォッシ

ングを回避するための透明性の高い方法であり、レピュテーション・リスクの予防にも役立ちます。

ブルーボンドやブルーローンなどの使途特定型商品の場合は、グリーンファイナンスの枠組みおよび外部レビュー¹¹と共に、GBP および GLP の4つの中核的構成要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価・選定プロセス、調達資金の管理、報告）を導入する必要があります。

海洋や水資源に焦点を当てたサステナビリティ・リンク・ボンドまたはサステナビリティ・リンク・ローンのようなサステナビリティ・リンク・ファイナンス（SLF）商品の場合は、サステナビリティ・リンク・ファイナンスの枠組みおよび外部レビューと共に、SLBP および SLLP の5つの中核的構成要素（KPIの選定、サステナビリティ・パフォーマンス目標（SPT）の調整、債券/ローンの特徴、報告、検証）を導入する必要があります。

使途特定型商品およびサステナビリティ・リンク商品を通じてブルーファイナンスを導入する方法の例は、付録2を参照してください。

6 ICMA（2023年9月）「持続可能なブルーエコノミーの資金調達のための債券に関する実務者ガイド」、<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>

7 グリーンボンドとは、調達資金の一部または全部が新規または既存のグリーンボンド適格プロジェクトへの資金提供または借り換えのみに使用され、かつグリーンボンド原則の4つの中核的要素と整合している、あらゆる種類の債券を指します。<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2022-updates/Green-Bond-Principles-June-2022-060623.pdf>

8 グリーンローンとは、調達資金またはそれに相当する金額の一部または全部が新規または既存のグリーンボンド適格プロジェクトへの資金提供、借り換えまたは保証のみに使用され、かつグリーンローン原則の4つの中核的要素と整合している、あらゆる種類のローン商品または条件付きファシリティを指します。https://www.lma.eu.com/application/files/1917/4298/0817/Green_Loan_Principles_-_26_March_2025.pdf

9 サステナビリティ・リンク・ボンド（SLB）とは、発行体が事前に定義された持続可能性または環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する目的を達成できたか否かに応じて財務的・構造的特徴が変化する可能性のある、あらゆる種類の債券を指します。その意味で、発行体は今後、予め定められた期間内に持続可能性に関する成果を改善することを（債券関連書類内を含めて）明示的に約束することになります。SLBは将来を見据えたパフォーマンス連動型の金融商品です。<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2024-updates/Sustainability-Linked-Bond-Principles-June-2024.pdf>

10 サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）とは、意欲的、重大かつ定量化可能な、予め定められたサステナビリティ・パフォーマンス目標を借り手が達成できたか否かに応じて財務的・構造的特徴が変化する可能性のある、あらゆる種類のローン商品または条件付きファシリティを指します。その意味で、借り手は今後、予め定められた期間内に持続可能性に関する成果を改善することを（ローン関連書類内を含めて）明示的に約束することになります。https://www.lma.eu.com/application/files/2317/4481/8026/Sustainability-Linked_Loan_Principles_-_26_March_2025.pdf

11 グリーンファイナンスの枠組みおよび外部レビューは、グリーンボンド原則およびグリーンローン原則の重要な推奨項目です。

グリーンボンドおよびグリーンローン原則に基づく資金提供

グリーンボンド原則およびグリーンローン原則に基づくブルーエコノミーへの資金提供は、持続可能な水の管理と海洋の保護に取り組むブルーファイナンス適格となる活動も対象に含まれます。本ブルーファイナンス・ガイドラインは、グリーンボンド原則およびグリーンローン原則に基づく幅広い適格カテゴリの中で、GBP または GLP と完全に整合するブルーエコノミーの領域をマッピングし、それらが両原則の各カテゴリとどのように関係するかを示しています。

表1は、ブルーファイナンス適格活動をグリーンボンド原則およびグリーンローン原則の関連カテゴリにマッピングしたものです。

付録1には、ブルーファイナンス適格活動のより詳細なマッピングと、それらがグリーンボンド原則およびグリーンローン原則とどのように関係するかが記載されています。本ガイドラインは、ブルー資産およびブルーエコノミー活動の最初の特定に使用されるグリーンボンド原則およびグリーンローン原則が変更になった場合、それらと一貫性を保つために、定期的に更新される場合があります。

表1

グリーンボンド原則およびグリーンローン原則に基づくグリーンプロジェクト・カテゴリへのブルーエコノミー活動のマッピング例¹²

GBP / GLP におけるブルーファイナンス活動のカテゴリ	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ¹³	気候変動への適応策
持続可能な上下水道の管理	●	●	●	●	●
海洋に配慮した製品、海洋バイオテクノロジー、および化学製品（循環経済に適した製品を含む）	●		●	●	
運輸・輸送	●		●	●	●
漁業・水産養殖	●	●	●		●
生息環境の復元および沿岸、海洋、流域環境の保護		●	●		●
ツーリズムおよびレクリエーション		●	●		

12 ブルーエコノミー活動のグリーンボンド原則へのマッピング—環境目標。グリーンプロジェクト・カテゴリへのマッピングは <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Project-Mapping-June-2021-100621.pdf> 参照してください。

13 「気候変動の緩和」は GBP と GLP で明確にカテゴリとして言及されていないものの、多くのグリーンファイナンス適格活動の不可欠な要素となっています。

3

ブルーファイナ
ンス適格活動



第3章

ブルーファイナンス 適格活動

活動がブルーファイナンス適格となるためには、持続可能な水の管理、または淡水もしくは海洋の保護に大きく貢献¹⁴するとともに、測定可能な成果をもたらし、ブルーガイダンスの枠組みと整合している必要があります。

ブルーファイナンス適格活動には、持続可能な上下水道の管理、海洋バイオテクノロジーと化学製品、運輸・輸送、漁業・水産養殖、生息環境の復元と保護、ツーリズムおよびレクリエーションなど、ブルーエコノミーの複数のセクターにまたがるイニシアチブの調査、設計、製造、開発、実施のための資金提供と借り換えが含まれます。IFCブルーファイナンス・ガイドライン第1版からのカテゴリーの変更は付録1に記載されています。ブループロジェクトやブルーエコノミー活動では通常、ブルーボンドまたはブルーローンのような用途特定型商品を通じて資金を調達するものの、発行体や借り手は、サステナビリティ・リンク・ローンやサステナビリティ・リンク・ボンドのような用途不特定型商品を通じてブルー戦略またはビジネスモデルに焦点を当てることも可能です。

以下のリストは、ブルーエコノミー・セクターにおける持続可能な開発活動を挙げたものです。活動をIFCのブルーファイナンス・ガイドラインに沿ったものとするためには、ブルーガイダンスの枠組みと、以下に記載する適格基準との整合性が必要になります。

14 ブルーファイナンス適格活動は、貧困削減や経済的エンパワーメントなど、副次的な便益を社会にもたらすこともあります。



A 持続可能な上下水道の管理¹⁵

1. 利用可能な淡水の包括的な評価に基づいて実施され、流出と補給のバランスを取ることで過抽出を防ぐ水の抽出活動。
2. 水利用の効率性を高め、ウォーターフットプリントを削減するための技術、機器および水管理活動¹⁶。これにはシステムや技術（例：点滴灌漑、雨水の貯留と利用、水のリサイクル・ソリューション、センサー、水道のスマートメーター、および節水のための農業生態学的技術）が含まれますが、これらに限定されません。
3. 水域に近い地域における、プラスチック、化学製品、または汚染物質が流出水に混入するのを防ぐ排水システム、洪水管理システム、および気候変動への適応や強靭性強化を目的とするその他のインフラ。
4. 規定された需要を満たすための取水量の大幅¹⁷削減を可能にする持続可能な¹⁸水供給（例：取水および水処理）インフラの新設、拡張、修復または改良。

15 記の活動リストの意図に関する誤解を回避し、活動とSDGとのつながりを強化するため、水資源の管理と保護（A1-A3）、給配水（A4-A6）、および廃水管理（A7-A8）の順になるよう活動を調整しています。

16 効率化の例としては、陸上水産養殖、農業、灌漑、および住宅・商業・工業用におけるサービス単位あたり水使用量を、実証されている基準値と比較して10%以上削減することが挙げられます。

17 大幅削減は、水供給システム効率の10%以上の改善と定義します（この指標はサービス単位あたりで表し、活動の成果と直接関係するものでなければなりません。例：鉄鋼1kgの生産に使用する水の分量（m³））。

18 持続可能な水供給とは、水資源を枯渇させることなく水を供給する、信頼性の高いレジリエントな方法を意味します。

5. 地下水の枯渇防止や湿地保護、持続不可能な水源からの取水削減の推進、さらに環境の高塩汚染の回避のため、カーボン・ロックイン¹⁹や温室効果ガス（GHG）の大量排出²⁰を回避し、膜分離システムなど効率的で負荷の低い技術を適用する、持続可能な海水淡水化プラント（ISO規格23446を含む）。
6. 実証されている基準値と比較して、10%以上の物理的損失の削減を証明できる送配水システム（例：パイプラインおよび水道管）の新設、更新または修復²¹。
7. 自治体、工業、アグリビジネス、商業または住宅用を含む廃水処理場および廃水回収システム。
8. 取水量を削減または水域汚染を軽減する廃水の再利用プロジェクト。

19 カーボン・ロックインは、炭素排出量が少なく、実行可能かつ経済的にも有利な、代わりになりうる選択肢が存在するにもかかわらず、任意の投融資に伴う技術的・経済的または制度上の要因を理由に、排出量の多い資産の稼働が続けられる場合に発生します。世界銀行グループ「世界銀行グループとパリ協定（The World Bank Group and Paris Alignment）」<https://www.worldbank.org/en/publication/paris-alignment/joint-mdb-paris-alignment-approach>

20 各国の低炭素開発経路と一致しない、またはパリ協定の気候変動緩和目標に適合しない、大量のGHGを排出するエネルギー源（石炭または泥炭火力発電など）で稼働する海水淡水化プラント。世界銀行（2023年）「新規業務のパリ協定との整合性評価に関するMDB共同方法論的原則：直接投融資業務（Joint MDB Methodological Principles for Assessment of Paris Agreement Alignment of New operations: Direct Investment Lending Operations）」<http://documents.worldbank.org/curated/en/099146306162392732>

21 物理的損失（実損失）とは、供給網の漏水、水道管の破裂、および貯水槽のオーバーフローに起因する無収水（NRW）を指します。商業的損失とは異なり、物理的損失とは、物理的に失われ、取り戻すことができない水を指します。物理的損失の削減の実証に使用する指標は、活動の成果と直接結び付いたものでなければなりません（例：水供給量あたりの損失量（m³）または接続先1件あたりの1日のリットル数）。実証化の基準値の例としては、供給量に対する割合（損失量/水供給量）、または接続先1件あたりの1日のリットル数に対する割合が挙げられます。



B 海洋に配慮した製品、海洋バイオテクノロジー、および化学製品（循環経済に適合した製品を含む）

1. 余剰な天然有機物質（植物）または水産・海洋由来物質（サルガッサム海藻など）を持続可能な方法で回収し、現地の生態系を破壊することなく、別の用途または価値がある新しい持続可能な製品または物質に転換すること。
2. 持続可能な原料で製造され、既存の有害な製品を代替するか、水域環境の窒素負荷やリン負荷を軽減することが可能な家庭用品²²。
3. 河川または沿岸海盆とつながった地域において²³、製品1個当たりのリン酸塩系または窒素系合成肥料を20%以上削減²⁴するか、持続可能な代替品や生分解可能な肥料と補助剤に置き換えること²⁵。
4. 医療、アパレルその他の業種のバリューチェーンにおいて、化石燃料を原料とする繊維（例：ポリエステル）に代わり、リヨセルなどの低炭素で生分解可能な代替繊維の使用。
5. 堆肥化可能な施設が既に存在する地域での、生分解可能な植物由来のプラスチックおよび包装材、または堆肥化可能なプラスチックおよび包装材。
6. 河川または沿岸海盆とつながった地域において、循環経済の実現に向けた取り組みの中で、リサイクルまたは再利用されたプラスチックを製造に用いること。
7. 水域に近い地域での、プラスチックの回収・リサイクル施設、プラスチック包装材の持続可能かつ生分解可能な素材での代用、およびプラスチックの再利用または転用。

22 これには生分解可能な無リン系の洗剤、クレンザー、石けん、シャンプー（酵素系製品など）、パーソナルケア用品（マイクロビーズを使用していない歯磨き粉など）、およびプラスチック包装材を使用していない化粧品が含まれますが、これらに限定されません。

23 水域に近い地域とは、海岸線に接している地域、地表の50%以上が海岸線から50km以内の地域、または近くの表面流出がすべて流れ込む河川や湖が存在するか、そこから50km以内の地域を指します。

24 市場が高度に発達しているか、既に最先端の製品を使用中の成熟した企業の場合は、20%の削減を示すのではなく、自社製品がその基準にどのよう合致するかを示す必要があります。

25 肥料が海洋に流れ込んだ場合、富栄養化、つまり生態系における栄養素の濃縮が生じます。栄養素が過剰な場合、藻などの水生植物の成長を促し、藻の過剰な繁殖（藻類の大量発生）や海中の酸素欠乏など多くの悪影響をもたらします。



C 運輸・輸送

1. 電動船、風力船、低排出の水素系燃料²⁶を使用するその他の船舶（燃料電池船を含む）²⁷、充電インフラ（再生可能な陸上電源供給と再生可能な洋上充電ステーションの両方を含む）などの関連インフラ、および低排出の水素系燃料のための貯蔵・燃料補給インフラ。
2. 技術に基づく追跡、モニタリング、マッピングおよび分析ツール、または水中生物を保護（例：大型哺乳類との衝突回避）するために代替的な航路を取る慣行。
3. 侵略的外来種²⁸の拡散を防ぐため、船内のバラスト水の処理における「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（BWM条約）」（ISO規格11711を含む）の遵守。
4. 港湾や船舶から出たすべての汚水と生活雑排水のための、化学薬品を使わない水処理装置・施設（膜バイオリアクターや紫外線放射など）。
5. 輸送船におけるビルジ水処理システムおよび機器。
6. 輸送船における水中騒音公害の低減技術、騒音測定および機器²⁹。
7. 船舶のリサイクル³⁰または転用。
8. 石油（燃料）の流出防止、リスク管理、および回収施設の改善を促進するシステム、技術および計測方法。
9. 生ごみおよび廃棄物を回収・処理するための、港湾およびターミナルにおける固形廃棄物その他の廃棄物の受入施設。

26 例：再生可能なエネルギー源に由来するグリーンアンモニアおよびグリーンメタノール。

27 船舶やインフラには、適切な漏電検知およびリスク管理測定が必要です。

28 バラスト水は安全で効率的な現代の輸送業務に不可欠であるものの、船舶のバラスト水に混じって大量の海産種が運ばれるため、生態、経済、健康に深刻な問題を及ぼすおそれがあります。これにはバクテリア、微生物、小型無脊椎動物、様々な種の卵、嚢胞、および幼生が含まれます。運ばれてきた種は生き延びて宿主環境で繁殖個体群を形成し、侵略的となり、在来種と競合して繁殖する可能性があります。

29 国際海事機関（IMO）「船舶からの水中騒音を低減し、海洋生物への悪影響に対処するための改訂ガイドライン（Revised Guidelines for the Reduction of Underwater Radiated Noise from Shipping to Address Adverse Impacts on Marine Life）（MEPC.1/Circ.906）」、MEPC.1/Circ.906、2025年7月6日にアクセス [https://www.wcdn.imo.org/localresources/en/Documents/MEPC.1-Circ.906%20-%20Revised%20Guidelines%20For%20The%20Reduction%20Of%20Underwater%20Radiated%20NoiseFrom%20Shipping%20To%20Address...%20\(Secretariat\).pdf](https://www.wcdn.imo.org/localresources/en/Documents/MEPC.1-Circ.906%20-%20Revised%20Guidelines%20For%20The%20Reduction%20Of%20Underwater%20Radiated%20NoiseFrom%20Shipping%20To%20Address...%20(Secretariat).pdf)

30 2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約に準拠。



D 漁業・水産養殖

1. 採取禁止区域（NTZ）の設定および維持管³¹。
2. 甲殻類、ウニ、観賞用サンゴ、魚など価値が高くニッチな産物の、持続可能な陸上水産養殖による生産。
3. 富栄養化した沿岸水域における藻および栄養塩除去のための二枚貝の持続可能な養殖。
4. バイオテクノロジーの応用を通じて食品や飼料、医薬品、化粧品、その他のバイオ製品を生産するための、藻およびその他の海洋微生物や大型生物の持続可能な生産。
5. 持続可能な漁獲割当が設定された地域における、中小規模³²の漁業用コールドチェーンおよび貯蔵庫。
6. 持続可能な漁獲割当が施行された法域における、フィッシュロイン、刺身用魚、および混獲された魚などの遠海魚に重点を置いた中・大規模な加工・製品開発。
7. 持続可能な漁獲割当が施行された法域における、魚の加工で出る副産物（例：油、コラーゲン、アミノ酸、無機質生産）の中小規模の生物精製所。
8. 海洋管理協議会（MSC）の認証³³基準またはこれに相当する基準を満たし、遵守し、またはこれを上回る漁業。
9. 水産養殖管理協議会（ASC）³⁴の認証基準またはこれに相当する基準を満たし、遵守し、またはこれを上回る水産養殖。

31 採取禁止区域（NTZ）とは、海洋保護区（MPA）内外の区域であって、一切の採取活動が禁止されており、そのため生態系が概ね破壊されていない区域を指します。
https://www.wwfmmi.org/notake_zones_an_idea_whose_time_has_come/

32 該当する場合には、利用可能な国または地域の定義を参照してください。

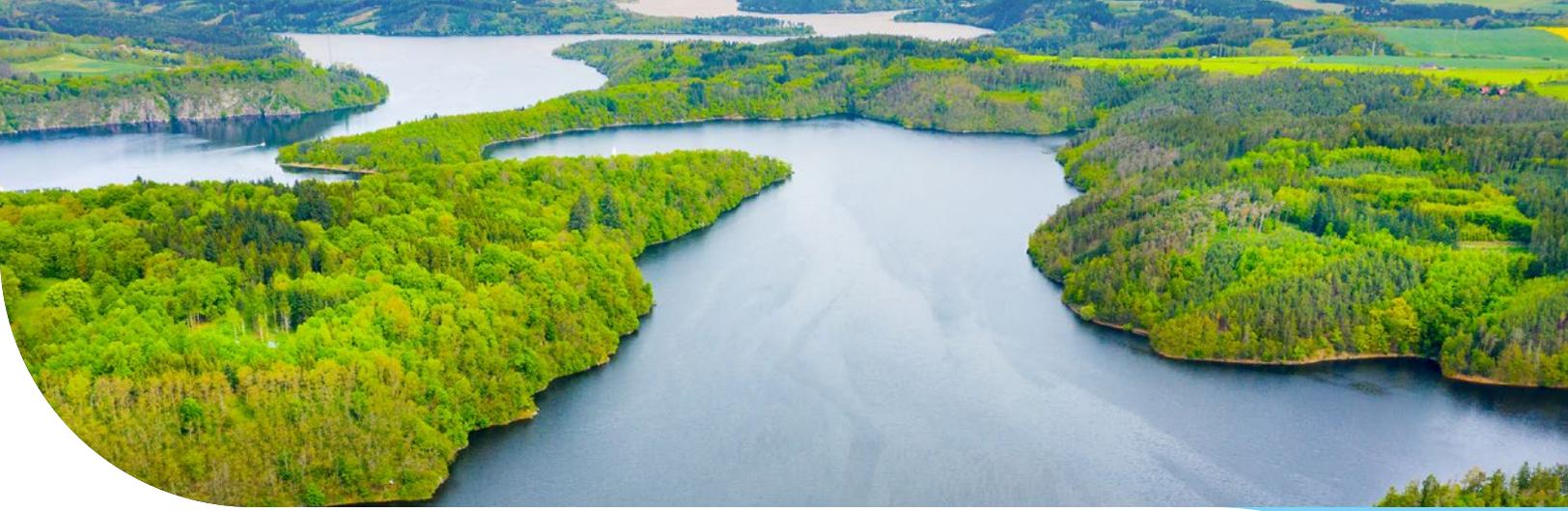
33 海洋管理協議会（MSC）のブルーラベルは、顧客が製品を持続可能な調達源まで追跡することを可能にするものです。このトレーサビリティは、独立した第三者によるサーベイランス審査とDNA検査によって証明されています。ブルーラベルは世界で最も認知度の高い、市場をリードする水産物認証プログラムであり、世界水産物持続可能性イニシアチブおよび国連食糧農業機関（FAO）によって承認され、世界自然保護基金（WWF）によって推進されています。

34 水産養殖管理協議会（ASC）は責任ある方法で養殖された水産養殖製品にラベルを付与しており、海洋管理協議会（MSC）のラベルと類似しています。

10. 海洋管理協議会（MSC）のブルーラベルまたは水産養殖管理協議会（ASC）のラベルが付された海産物の生産、取引または小売。
11. 漁業における事業、施設およびサプライチェーンの持続可能性を確かなものにするためのトレーサビリティ・システム。この投融資の対象となる海産物サプライヤーは、海洋管理協議会（MSC）が発行する流通加工段階（CoC）認証基準を満たし、遵守し、またはこれを上回る必要があります。
12. 持続可能な漁業および水産養殖管理を実現するために設置された、水域の物理的・化学的指標をモニタリング、測定、追跡、および報告するための情報システム、テクノロジー、および機器。これにはドローン、自律航行帆船、自律型水中機、海洋ブイなどの技術を用いたシステムが含まれる場合があります。
13. 国際水産物持続財団（ISSF）³⁵に登録している漁業改善プロジェクト³⁶。

35 漁業改善プロジェクトとは、漁業における環境問題に対処するための、マルチステークホルダーによる取り組みです。小売業者、加工業者、生産者、漁業者を含む民間セクターが力を合わせ、漁業の持続可能性改善に向けたプラスの変化を推進し、政策変更を通じてこれらの変化の定着を目指すものです。プロジェクトでは、対処が必要な環境問題を特定し、優先すべき行動を定め、採用された行動計画を監視します。

36 国際水産物持続財団（ISSF）に関する詳細は <https://www.iss-foundation.org/fishery-goals-and-resources/fishery-improvement-projects/fishery-improvement-projects/> を参照してください。



E 生息環境の復元および沿岸、海洋、流域環境の保護

1. 水生・海洋生物の多様性に関する知識を広げ、これらの生態系を保護するための、水域および海洋生物の野外同定、採取および検査³⁷。
2. 淡水・海洋生態系および沿岸生態系の保全、改良および修復（できれば官民の投融資に適した革新的なガバナンス構造の支援も含め、生態系管理のアプローチを用いることが望ましい）。これらの生態系には湿地、サンゴ礁、マングローブ、海草藻場および潮汐湿地が含まれますが、これらに限定されません。
3. 水関連の生態系修復と災害への強靱性強化を実現するために設置された、水域の物理的・化学的指標をモニタリング、測定、追跡、および報告するための情報システム、テクノロジー、および機器。これにはドローン、自律航行帆船、自律型水中機、海洋ブイなどの技術を用いたシステムが含まれる場合があります。
4. 生分解可能なデンプン、マングローブや海草の植栽を用いた人工魚礁修復構造などの新しい修復技術、ならびにサンゴ礁修復プロジェクト。
5. プランクトン、甲殻類および軟体動物などの侵略的外来種を管理するための海洋ロボティクス³⁸を含む新技術。
6. 沿岸部のブルーカーボン生態系の保護、修復、および持続可能な管理を含む、沿岸部の重要な生態系に基づく気候変動への適応活動。
7. 沿岸部の保全、海洋生息環境の保護と修復を目的とする、海洋保護区（MPA）および保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設立、拡大および管理。

37 国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定）に基づき、先進国は海洋に関する知識と技術を途上国と共有し、協働と公平な参加を推進する義務を負っています。また同協定は、海洋発見による利益を公正に分配し、創出された知識をすべての人に公開することを目的としています。国連「公海等生物多様性協定」<https://www.un.org/bbnjagreement/en>

38 海洋ロボティクスを石油・ガスの生産支援に使用することはできません。



8. 海洋野生生物／海産種（サンゴを含む）の不法取引の特定と防止を支援するシステム、技術および計測。
9. 自然の水流や土砂流の保全、改良および修復。
10. 特定海産種の若い個体の禁漁区や大規模な人工魚礁などの追加的な要素を備え、海洋生物の多様性を推進するその他の対策を講じた³⁹、海洋生態系を傷つけない⁴⁰ 風力発電所などの洋上風力エネルギー施設⁴¹。

F ツーリズムおよびレクリエーション

1. 環境や生物多様性を紹介し、河川、湖、湿地、砂州、その他の水界生態系に関する研究や知見を発信する、自然に基づく淡水・海洋ビジターセンター、認証、またはプログラム。
2. 水域に近い地域⁴² や沿岸地域における、リゾート、ホテル、小型船運航業者、セーリングスクール、ダイビングセンターなどの包摂的（インクルーシブ）な生計要素や事業機会を伴う、ライセンスを取得した認定⁴³ サステナビリティ・ツーリズム。

39 適切な立地選定には、生物多様性感受性マッピングおよび戦略的環境アセスメントに基づく判断が必須となります。さらに、いかなる洋上風力発電プロジェクトも、法的に保護された区域または国際的に認識されている保護区域に設置することはできません。

40 洋上風力発電プロジェクトの環境リスクを評価してきた豊富な経験に基づき、一部の技術専門家は、洋上風力発電所を海岸線から 20km 以上離すことを推奨していますが、この数値は個々の海洋生態系によって異なる場合があります。

41 IFC のブルーファイナンス・ガイドラインの対象に含まれる洋上風力発電所は、現地の海洋空間計画を通じて、天然資源の保全や生物多様性に貢献する禁漁区や人工魚礁などの追加的な要素がプロジェクトの設計に盛り込まれていること、ならびに運用中の地域の定期的な環境モニタリングに加え、包括的な環境アセスメントによる通年の基礎調査が実施されていることが条件となります。化石燃料に基づく経済への継続的な依存と、温室効果ガスの排出に寄与する可能性があるため、洋上石油・ガスセクターに関連した洋上風力エネルギー施設は対象として認められません。また海洋と海洋生物を傷つける可能性のある、海底鉱物セクターによる海洋資源の採取と関連した洋上風力エネルギー施設も認められていません。

42 水域に近い地域とは、海岸線に接している地域、地表の 50% 以上が海岸線から 50km 以内の地域、または近くの表面流出がすべて流れ込む河川や湖が存在するか、そこから 50km 以内の地域を指します。

43 ライセンスを取得した認定サステナビリティ・ツーリズムの例としては、審査基準の範囲内で海洋保護や水の管理に関する認証を受け、法律に従って正式なライセンスを付与されたツーリズムが挙げられます。これには、プリファード・バイ・ネイチャー（Preferred by Nature）による認証や、グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会（GSTC）が定めたホテル・ツアーオペレーター向け基準に基づくその他の認証が含まれますが、これらに限定されません。

4

ブルーエコノミー 関連活動に関する 指標



第4章

ブルーエコノミー 関連活動に関する 指標

ブルーラベルの金融商品は、環境・社会に与える便益や、ブルーファイナンス適格活動がもたらす副次的な便益を示すためにインパクト指標を利用することができます。

またこれらの指標⁴⁴は、発行体または借り手の事業戦略、方針および業務にとって関連性が高く、重要なものとして特定および選定されたものである場合、KPI⁴⁵とも呼ぶことができます。これらの指標の利用と機能は、活動や対象となる金融商品の種類や規模によって異なるものの、発行体または借り手は、ICMAのインパクト・レポート・ハンドブック（Handbook for Impact Reporting）や関連資料に含まれる、該当するインパクト指標に従い、アロケーション・レポートやインパクト・レポートに記載する調達資金の用途に関するデータ収集のための合理的な努力を払う必要があります⁴⁶。サステナビリティ・リンク商品のインパクト指標は、関連性が高く、重要かつ意欲的であり、選択したブルー KPI および SPT に沿った発行体または借り手の全体的な戦略や貢献を反映することができます。

44 表の指標は参照のみを目的とした一例です。SLF商品のKPIを説明するためにこれらの指標を使用する場合は、誰がどのように使用するかに基づいて指標を選択し、使用方法をカスタマイズする必要があります。SLF商品のKPIを説明するためにこれらの指標を使用する場合でも、サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）およびサステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）に基づいて準拠すべき5つの中核的構成要素を代替または優先することを意図するわけではありません。

45 サステナビリティ・リンク・ボンドおよびサステナビリティ・リンク・ローンは、重要業績評価指標（KPI）やサステナビリティ・パフォーマンス目標（SPT）を通じて、発行体または借り手に対し、重大かつ定量的な、予め定められた、意欲的かつ定期的にモニタリングされ、外部によって検証される持続可能性（ESG）目標を達成するインセンティブを与えます。

46 ICMA（2019年6月）「グリーンボンド原則：インパクト・レポートの共通枠組み」<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/June-2019/Handbook-Harmonized-Framework-for-Impact-Reporting-WEB-100619.pdf>

表2は、ブルーラベル金融商品の発行体と借り手が検討しうる、ブルーファイナンス適格活動関連の指標の一例を示したリストです。

表2

ブルー・インパクト指標（例）

ブルーファイナンス活動	指標例	単位
 <p> A 持続可能な 上下水道の管理</p>	水使用量の削減または節水	% / 年、 m ³ / 年
	取水削減量 ⁴⁷	m ³ / 年
	サステナビリティ基準を満たすインフラの処理容量	%, m ³ / 年
	利用者またはサービス単位あたりの水消費の削減量または節水量	% / 年、 m ³ / 年
	裨益者数、設置された下水システムへの新規接続数	人、件 / 年
	年間の水処理容量	m ³ / 年
	改良されたインフラの長さ、水道網の範囲	m または km
	栄養負荷（窒素、リン、生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量）の削減率	%
	再利用された廃水の割合	%
	1年間に処理された水の増加量	m ³ / 年

47 海水の淡水化および水の再利用プロジェクトに適用可能。

ブルーファイナンス活動	指標例	単位
 <p> B 海洋に配慮した 製品、海洋バイ オテクノロジー、 および化学製品</p>	海洋および水に配慮した製品のその他製品に対する割合	%
	基準を満たす製品の生産能力	トン
	代替された化石燃料由来の製品の重量	トン/年
	代替された肥料/プラスチックの重量または分量および割合	トン/年、 %
	プラスチックのリサイクル能力（重量または分量）	トン/年
	裨益者数	人、件/年
 <p> C 運輸・輸送</p>	処理されたバラスト水の割合	% / 年
	バラスト水の処理を改善した船舶の割合	%
	処理されたバラスト水、汚水、生活雑排水またはビルジ水の分量	m ³ / 年
	設置されたシステム/施設の数	件
	廃棄物受入施設の受入容量	トン
	回避できた大型哺乳類との衝突回数	人、件/年
	船舶に占める電動船の割合	%
 <p> D 漁業・水産養殖</p>	持続可能な生産量	トン/年
	栄養塩除去量	トン/年
	冷凍保存容量	m ³
	MSC / ASC の基準を満たす生産量の割合	% / 年
	恩恵を受けた小規模漁業者	人
	導入されたトレーサビリティ・システムの数	人、件/年
	保護された水域	m ² / 年

ブルーファイナンス活動	指標例	単位
 <p> E 生息環境の復元 および沿岸、海洋、 流域環境の保護</p>	保全、改良または修復された川の長さまたは水界生態系の面積	km または m ² /年
	恩恵を受けた小規模漁業者	人
	保険の対象となった資源の額	米ドル/年
	裨益者数	人、件/年
	システムによるカバー率	% /年
	生物多様性に配慮した洋上風力発電所の設備容量	MW
	生物多様性推進の取り組みを行っている区域	m ²
 <p> F ツーリズムおよび レクリエーション</p>	持続可能な事業者数（GSTC、グリーン・グローブ）	件
	サステナビリティ・ツーリズム事業によって創出された雇用者数	人
	認証を受けた施設の割合	%
	許可された訪問者数	人/年
	裨益者数	人/年



5

外部レビュー

第5章

外部レビュー

提案されているブルーファイナンス商品が、本ガイドライン、グリーンボンド原則、グリーンローン原則、サステナビリティ・リンク・ボンド原則、またはサステナビリティ・リンク・ローン原則に沿っていることを第三者評価（セカンドパーティー・オピニオン）で

確認することが強く推奨されています。本ガイドラインは、提案されている金融商品が掲げるブルー・テーマの適格性レビュー・プロセスにおける指針を提供します。

付録 1

グリーンボンド原則およびグリーンローン原則に基づくブルーエコノミー活動のマッピング

以下の表は例示であり、ブルーエコノミー活動の主な目標とそのインパクトのレベルを、グリーンボンド原則およびグリーンローン原則の環境目標と比較することを目的としています。この表はあくまで例示であり、適格基準を構成するものではなく、参照用として

提示するものです。個別のプロジェクトに関しては、プロジェクトの背景や適用される環境基準についての追加情報を補足することが必要になる可能性があります。

表 3

グリーンボンド原則およびグリーンローン原則に対するマッピング例

適格性の大カテゴリー					
ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
A. 持続可能な上下水道の管理	●	●	●	●	●
1. 利用可能な淡水の包括的な評価に基づいて実施され、流出と補給のバランスを取ることで過抽出を防ぐ水の抽出活動。		●		●	●
2. ウォーター・フットプリントを削減する水利用効率化の技術や機器、および水管理活動。これには以下のシステムや技術（例：点滴灌漑、雨水の貯留と利用、水のリサイクル・ソリューション、センサー、水道のスマートメーター、および節水のための農業生態学的技術）が含まれますが、これらに限定されません。		●	●	●	●

薄い青色：第2版で新たに追加されたブルーエコノミー活動

薄い黄色：第1版から修正または更新された活動

48 「気候変動の緩和」はグリーンボンド原則およびグリーンローン原則で明確にカテゴリーとして言及されていないものの、多くのグリーンファイナンス適格活動の不可欠な要素となっています。

適格性の大カテゴリー

ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
3. 水域に近い地域における、プラスチック、化学製品、または汚染物質が流出水に混入するのを防ぐ排水システム、洪水管理システム、および気候変動への適応や強靱性強化を目的とするその他のインフラ。	●	●	●	●	●
4. 規定された需要を満たすための取水量の大幅削減を可能にする持続可能な水供給（例：取水および水処理）インフラの新設、拡張、修復または改良。	●	●		●	
5. カーボン・ロックインや温室効果ガス（GHG）の大量排出を回避し、地下水の枯渇防止や湿地保護、持続不可能な水源からの取水削減の推進、環境の高塩汚染を防ぐ逆浸透膜システムなどの効率的で負荷の低い技術を適用する、持続可能な海水淡水化プラント（ISO規格23446を含む）。		●		●	●
6. 実証された基準値と比較して物理的損失を10%以上削減する、送配水システム（例：パイプラインおよび水道管）の開発、代替または修復。		●	●	●	●
7. 自治体、工業、アグリビジネス、商業または住宅用を含む廃水処理場および廃水回収システム。	●	●	●		

濃い青色：第2版で新たに追加されたブルーエコノミー活動

薄い黄色：第1版から修正または更新された活動

適格性の大カテゴリー

ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
8. 取水量を削減または水域汚染を軽減する廃水の再利用プロジェクト。	●	●	●		●
B. 海洋に配慮した製品、海洋バイオテクノロジー、および化学製品（循環経済に適した製品を含む）	●		●	●	
1. 余剰な天然有機物質（植物）または水産・海洋由来物質（サルガッサム海藻など）を持続可能な方法で回収し、現地の生態系を破壊することなく、別の用途または価値がある新しい持続可能な製品または物質に転換すること。	●		●	●	
2. 持続可能な原料で製造され、既存の有害な製品を代替するか、水域環境の窒素負荷やリン負荷を軽減することが可能な家庭用品。	●		●	●	
3. 河川または沿岸海盆とつながった地域において、製品1個当たりのリン酸塩系または窒素系合成肥料を20%以上削減するか、持続可能で生分解可能な代替肥料と補助剤に置き換えること。	●		●	●	

薄い青色：第2版で新たに追加されたブルーエコノミー活動

薄い黄色：第1版から修正または更新された活動

適格性の大きなカテゴリー

ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
4. 医療、アパレルその他の業種のバリューチェーンにおいて、化石燃料を原料とする繊維（例：ポリエステル）に代わり、（リヨセルなど）低炭素の生分解可能な代替繊維の使用。	●		●	●	
5. 堆肥化可能な施設が既に存在する地域での、生分解可能な植物由来のプラスチックおよび包装材、または堆肥化可能なプラスチックおよび包装材。	●		●	●	
6. 河川または沿岸海盆とつながった地域において、循環経済の実現に向けた取り組みの中で、リサイクルまたは再利用されたプラスチックを製造に用いること。	●	●	●	●	
7. 水域に近い地域での、プラスチックの回収・リサイクル施設、プラスチック包装材の持続可能かつ生分解可能な素材での代用、およびプラスチックの再利用または転用。	●	●	●	●	
C. 運輸・輸送	●		●	●	●
1. 電動船、風力船、低排出の水素系燃料を使用する船舶（燃料電池船を含む）、充電インフラ（再生可能な陸上電源供給と再生可能な洋上充電ステーションの両方を含む）などの関連インフラ、および低排出の水素系燃料のための貯蔵・燃料補給インフラ。			●	●	

薄い青色：第2版で新たに追加されたブルーエコノミー活動

薄い黄色：第1版から修正または更新された活動

適格性の大カテゴリー

ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
2. 技術に基づく追跡、モニタリング、マッピングおよび分析ツール、または水中生物を保護（例：大型哺乳類との衝突回避）するために代替的な航路を取る慣行。			●		
3. 侵略的外来種の拡散を防ぐため、バラスト水の処理および船舶における、「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（BWM 条約）」（ISO 規格 11711 を含む）の遵守。	●		●		●
4. 港湾や船舶から出たすべての汚水と生活雑排水のための、化学薬品を使わない水処理装置・施設（膜バイオリアクターや紫外線放射など）。	●		●		
5. 輸送船におけるビルジ水の処理。	●		●		
6. 輸送船における水中騒音公害の低減技術、騒音測定および機器。	●		●		
7. 船舶のリサイクルまたは転用。	●	●	●		
8. 石油（燃料）の流出防止、リスク管理、および回収施設の改善を促進するシステム、技術および計測方法。	●				●

薄い青色：第2版で新たに追加されたブルーエコノミー活動

薄い黄色：第1版から修正または更新された活動

適格性の大カテゴリー

ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
9. 生ごみおよび廃棄物を回収・処理するための、港湾およびターミナルにおける固形廃棄物その他の廃棄物の受入施設。	●		●		●
D. 漁業・水産養殖	●	●		●	●
1. 採取禁止区域（NTZ）の設定および維持管理。		●	●		
2. 甲殻類、ウニ、観賞用サンゴ、魚など価値が高くニッチな産物の、持続可能な陸上水産養殖による生産。	●		●		
3. 富栄養化した沿岸水域における藻および栄養塩除去のための二枚貝の持続可能な養殖。	●	●	●		
4. バイオテクノロジーの応用を通じて食品や飼料、医薬品、化粧品、その他のバイオ製品を生産するための、藻およびその他の海洋微生物や大型生物の持続可能な生産。	●		●		
5. 持続可能な漁獲割当が設定された地域における、中小規模の漁業用コールドチェーンおよび貯蔵庫。	●		●	●	●
6. 持続可能な漁獲割当が施行された法域における、フィッシュロイン、刺身用魚、および混獲された魚などの遠海魚に重点を置いた中・大規模な加工・製品開発。	●				

薄い青色：第2版で新たに追加されたブルーエコノミー活動

薄い黄色：第1版から修正または更新された活動

適格性の大カテゴリー

ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
7. 漁獲割当が施行された法域における、魚の加工で出る副産物（例：油、コラーゲン、アミノ酸、無機質生産）の中小規模の生物精製所。	●		●		
8. 海洋管理協議会（MSC）の認証基準またはこれに相当する基準を満たし、遵守し、またはこれを上回る漁業。	●	●			
9. 水産養殖管理協議会（ASC）の認証基準またはこれに相当する基準を満たし、遵守し、またはこれを上回る水産養殖。	●	●	●		
10. 海洋管理協議会（MSC）のブルーラベルまたは水産養殖管理協議会（ASC）のラベルが付された海産物の生産、取引または小売。	●	●	●		
11. 漁業における事業、施設およびサプライチェーンの持続可能性を確実なものにするためのトレーサビリティ・システム。この投融資の対象となる海産物サプライヤーは、海洋管理協議会（MSC）が発行する流通加工段階（CoC）認証基準を満たし、遵守し、またはこれを上回る必要があります。	●	●	●		

適格性の大きなカテゴリー

ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
12. 持続可能な漁業および水産養殖管理を実現するために設置された、水域の物理的・化学的指標をモニタリング、測定、追跡、および報告するための情報システム、テクノロジー、および機器。これにはドローン、自律航行帆船、自律型水中機、海洋パイなどの技術を用いたシステムが含まれる場合があります。	●	●	●		
13. 国際水産物持続財団 (ISSF) に登録している漁業改善プロジェクト。		●	●		
E. 生息環境の復元および沿岸、海洋、流域環境の保護		●	●		●
1. 水生・海洋生物の多様性に関する知識を広げ、これらの生態系を保護するための、水域および海洋生物の野外同定、採取および検査。	●		●	●	
2. 淡水・海洋生態系および沿岸生態系の保全、改良および修復（できれば官民の投融資に適した革新的なガバナンス構造の支援も含め、生態系管理のアプローチを取ることが望ましい）。これらの生態系には湿地、サンゴ礁、マングローブ、海草藻場および潮汐湿地が含まれますが、これらに限定されません。		●	●		●

薄い青色：第2版で新たに追加されたブルーエコノミー活動

薄い黄色：第1版から修正または更新された活動

適格性の大カテゴリー

ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
3. 水関連の生態系修復と災害への強靱性強化を実現するために設置された、水域の物理的・化学的指標をモニタリング、測定、追跡、および報告するための情報システム、テクノロジー、および機器。これにはドローン、自律航行帆船、自律型水中機、海洋ブイなどの技術を用いたシステムが含まれる場合があります。	●	●	●		●
4. 生分解可能なデンブン、マングローブや海草の植栽を用いた人工漁礁修復構造などの新しい修復技術、ならびにサンゴ礁修復プロジェクト。		●	●		●
5. プランクトン、甲殻類および軟体動物などの侵略的外来種を管理するための海洋ロボティクスを含む新技術。		●	●		
6. 沿岸部のブルーカーボン生態系の保護、修復、および持続可能な管理を含む、沿岸部の重要な生態系に基づく気候変動への適応活動。		●	●		●

薄い青色：第2版で新たに追加されたブルーエコノミー活動

薄い黄色：第1版から修正または更新された活動

適格性の大きなカテゴリー

ブルーファイナンス活動	汚染の防止と管理	天然資源の保全	生物多様性の保全	気候変動の緩和 ⁴⁸	気候変動への適応策
7. 沿岸部の保全、海洋生息環境の保護と修復を目的とする、海洋保護区（MPA）および保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設立、拡大および管理。		●	●		
8. 海洋野生生物／海産種（サンゴを含む）の不法取引の特定と防止を支援するシステム、技術および計測。		●	●		●
9. 自然の水流や土砂流の保全、改良および修復。		●	●		●
10. 特定海産種の若い個体の禁漁区や大規模な人工魚礁などの追加的な要素を備え、海洋生物の多様性を推進するその他の対策を講じた、海洋生態系を傷つけない風力発電所などの洋上風力エネルギー施設。			●	●	
F. ツーリズムおよびレクリエーション		●	●		
1. 環境を紹介し、湖、湿地、砂州、その他の水界生態系に関する研究や知見を発信する、自然に基づく淡水・海洋ビジターセンター。		●	●		
2. 水域に近い地域や沿岸地域における、リゾート、ホテル、小型船運航業者、セーリングスクール、ダイビングセンターなどの包摂的（インクルーシブ）な生計要素や事業機会を伴う、ライセンスを取得した認定サステナビリティ・ツーリズム。		●	●		

薄い青色：第2版で新たに追加されたブルーエコノミー活動

薄い黄色：第1版から修正または更新された活動

付録 2

用途特定型商品およびサステナビリティ・ リンク商品を通じたブルーファイナンスの導入（例）

以下に挙げる例は例示のみを目的としたものであり、これらに限定されません。

A. 用途特定型商品

製造企業「A社」の例を挙げます。A社は債券発行を通じて資金を調達し、海洋の健全性を守るためにプラスチックの使用方法を変えることで、サステナビリティ慣行を改善しようとしています。

グリーンボンド原則に則ったブルーファイナンスの枠組みが強く推奨されます。

1. 調達資金の用途

- 債券による調達資金の用途の適格カテゴリーは、グリーンボンド原則およびIFCのブルーファイナンス・ガイドラインに沿っている必要があります。
- A社の場合、調達資金の用途は、持続可能な都市とコミュニティを支え、海の豊かさを守ることに繋がります。
- ブルーファイナンスの枠組みに基づき、調達資金の用途は、ブループロジェクトの適格カテゴリーに沿った活動に割り当てなければなりません。

この場合、調達資金の用途はIFCのブルーファイナンス・ガイドラインのカテゴリーB：「海洋に配慮した製品、海洋バイオテクノロジー、および化学製品」に該当します。

海洋に配慮した製品、 海洋バイオテクノロジー、 および化学製品	水域に近い地域において、循環経済の実現に向けた取り組みの中で、リサイクルまたは再利用されたプラスチックを製造に用いること。
	水域に近い地域での、プラスチックの回収・リサイクル施設、プラスチック包装材の持続可能かつ生分解可能な素材での代用、およびプラスチックの再利用または転用。

2. プロジェクトの評価・選定プロセス

- A社のサステナビリティ・チームは、「調達資金の使途」セクションに記載された適格基準に基づき、潜在的なブループロジェクトを明確にする必要があります。その後、最高サステナビリティ責任者、最高執行責任者、最高財務責任者、最高技術責任者、最高リスク責任者、およびブルーファイナンスの枠組みの管理と実施に責任を負うその他の支援メンバーから成る ESG 委員会がこのプロジェクト案について審議します。
- また ESG 委員会は、適格基準のレビューに加え、以下の側面についても評価する必要があります。

— 自社のサステナビリティ戦略、ターゲットおよび目標との整合性を確保すること。

— 社会や環境に関する、国または地域の関連規則を遵守すること。

— 環境・社会面のリスクやインパクトを特定・軽減し、環境・社会的な大きな被害を回避するため、IFC のパフォーマンス基準を遵守すること。

- ESG 委員会は、ブルーファイナンスの枠組みの実施に加え、以下のことにも責任を負います。

— 財務チームやサステナビリティ・チームの支援を得て、調達資金の使途の割当とプロジェクトのパフォーマンスを監視すること。

— プロジェクトの運営とインパクトに関するデータを収集・分析すること。

— ブルーファイナンスの枠組みを必要に応じて更新すること。

3. 調達資金の管理

- 調達資金は、企業の社内財務ポリシーに従って管理する必要があります。調達資金は透明性の高い方法で追跡され、その使途はブルーファイナンスの枠組みで定義されたブルーエコノミー活動に限定されます。内部会計は、割当が完了するまでの調達資金の使途を追跡するため、監査証跡を提出します。
- A社は、関連する資金調達書類に従い、調達資金を適時に適格ブループロジェクトに割り当てることに注力します。割当が完了するまで、資金の割当と管理は社内ですべて文書化され、必要に応じて貸し手または投資家に開示されます。

4. 報告

- A社はブルーファイナンスの貸し手または投資家に対して適時に開示を行い、満期を迎えるまで少なくとも年に1度、以下に記載した報告書を提供する必要があります。
- 調達資金の割当
 - 適格ブループロジェクトのリストとプロジェクトの簡単な概要。
 - プロジェクトに割り当てられた資金額。
 - まだ使途が決まっておらず、割り当てられていない調達資金。
 - まだ割り当てられていない調達資金の一時的な投資先として用いた金融商品などその他の関連情報。
- インパクト
 - 年次インパクト・レポートにおける主要なインパクト指標として、ポリエチレンテレフタレート（PET）の年間リサイクル量。
 - 必要に応じたその他の指標。
 - 該当する場合は、推計方法の全面的な開示を含めたインパクト指標の計算方法。

B. ブルーに焦点を当てたサステナビリティ・リンク商品

水道事業会社「B社」の例を挙げます。B社はある途上国で多くの人々に水を供給しています。B社のビジネスモデルは安全で信頼できる水の供給サービスであり、水資源と関連しています。

サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）は、発行体が、KPI選定の根拠（例：関連性と重大性）、サステナビリティ・パフォーマンス目標（SPT）を設定した動機（意欲の度合い、全体的な戦略的計画または持続可能な開発方針およびベンチマーキング・アプローチとの一貫性など）、債券の財務的・構造的特徴が変化しうる可能性、かかる変化のきっかけとなるトリガーイベント、起債後に予定している報告と独立した第三者による検証、および発行体のSLBPとの整合性に関する全体的な説明を公表することを推奨しています。

1. 重要業績評価指標（KPI）の選定

- KPIは意欲的で、企業の事業にとって関連性が高く、重要なものでなければなりません。
- 自社の事業とステークホルダーにとって最も重大な、持続可能性に関する課題を特定・評価し、優先順位を決定するため、持続可能性に関するマテリアリティの評価を毎年実施する必要があります。水道事業会社にとって最も関連性の高いカテゴリーは物理的損失の軽減です。

KPI: サービス単位あたりの物理的損失

根拠: B社が事業を営む都市は水の供給に制約があるため、物理的損失の管理を強化し、水資源を保護することはますます重要となってい

ます。物理的損失の管理は供給拡大よりもコスト効率が高く、B社は処理された水の喪失量の削減、サービスの拡充や効率化、業績の改善、気候変動へのレジリエンス強化、およびエネルギー消費量の削減が可能となります。物理的損失という課題に対処することで、B社は水利用の効率化向上と淡水資源の持続可能な取水・供給を実現し、SDG 6の達成に向けて前進することができます。

対象範囲: このKPIは、B社が水道を供給するすべての都市を対象とします。

定義: このKPIは、水供給量あたりの実際の損失量の割合として測定します。

過去の実績:



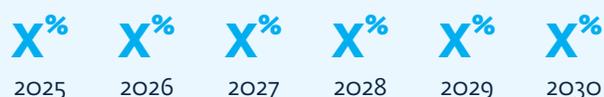
基準値: 物理的損失は、2021年～2023年の物理的損失の割合の平均値として計算します（A%）。物理的損失の平均値を基準として選択するのは、B社の通常の事業環境でのパフォーマンスを最もよく表しているためです。

2. サステナビリティ・パフォーマンス目標（SPT）の調整

SPT: 物理的損失を年間 X% ずつ削減し、2030 年までに合計 Y% 削減する（Y=6X）

目標達成度の確認日: 各暦年末

物理的損失の削減



基準値からの変化



ベンチマーク: 以下に示すように、B 社の過去の実績、全国平均データ、および同業他社を SPT のベンチマークとする必要があります。

	入手可能な最新の物理的損失データ	目標
自社	BAU の推移	2030 年までに Y%
全国のデータ (n)	物理的損失 _n	物理的損失 _{nt}
同業他社 1 (p1)	物理的損失 _{p1}	物理的損失 _{p1t}
同業他社 2 (p2)	物理的損失 _{p2} の推移	物理的損失 _{p2t}
同業他社 3 (p3)	物理的損失 _{p3}	物理的損失 _{p3t}

基準値と比較して 2030 年までに Y% 削減するという SPT は、通常の業務（BAU）を続けた場合の目標よりも野心的であり、同業他社 2 および 3 を上回り、同業他社 1 に匹敵します。

SPT の実現戦略: B 社はサービスのサイクル全体の改善に取り組むことで物理的損失を削減するという包括的なアプローチを取っています。B 社の計測案としては、データ収集のための先進技術と機器の設置、システム効率の計測、水圧および漏水の管理、配水区域のブロック化、および規制や取り締まりの強化に関する政策決定者への働きかけなどが挙げられます。

3. 債券／ローンの特徴

正確な構造のほか、利率が変更になる可能性やフォールバック条項などその他の詳細は、サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）およびサステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）に従い、関連書類に明記されます。B 社は債券またはローンが満期を迎えるまで毎年、SPT を達成し続けていることを確認するための十分な証拠を提示しなければなりません。

4. 報告

投資家その他のステークホルダーに対し、B社のKPIの進捗とサステナビリティ・リンク・ファイナンスの枠組みに定められたSPTの達成に関する十分な情報を提供するため、少なくとも年次ベースで、B社のウェブサイトを通じて報告書を公開する必要があります。報告書には以下を記載する必要がありますが、これらに限定されません。

- 計算方法と基準値を含む当該期間のKPIの実績（該当する場合）。
- 外部によるSPTと比較したKPIの実績の検証報告書。
- B社のサステナビリティ戦略またはガバナンスの最新情報（KPIやSPTへの影響を含む）。

実行可能な場合、報告書には以下も記載します。

- KPIの実績に寄与した主要因の定性的・定量的説明（年次ベース）。
- KPIが改善したことによる持続可能性へのプラスの影響の例。
- KPIおよびSPTに関連する、規制当局による新規則または規制案についての最新情報。

5. 検証

B社は、投資家その他のステークホルダーに透明性を提供するため、以下に示すように、適切な専門知識を持つ1人以上の適格な外部レビュアーによる外部の独立した検証が行われたことを証明する必要があります。

第三者評価（セカンドパーティー・オピニオン）

第三者評価（セカンドパーティー・オピニオン）の担当者は、B社のサステナビリティ・リンク・ファイナンスの枠組みについて意見を提供し、B社が選定したKPIおよびSPTの関連性、頑健性、信頼性および意欲の度合いを評価し、ICMAとLMAがそれぞれ管理するSLBPおよびSLLPの5つの中核的構成要素との整合性を確認します。

KPIの年次検証

B社は年次ベースで、または目標達成度の確認日に、SPTと比較したKPIの実績について、外部の独立した第三者による検証を受ける必要があります。検証は、適切な専門知識を持つ適格な外部レビュアーによって行われます。またB社は検証報告書を公開する必要があります。

問い合わせ先

ホンゼ（フランク）・グオ

アソシエイト・オペレーションズ・オフィサー
IFC クライメート・ビジネス部門

フランシスコ・アベンダーノ

グローバル・リード（気候ファイナンスおよび気候リスク管理）
IFC クライメート・ビジネス部門

プシュカラ・ラタン

グローバル・ブルー・ファイナンス・リード兼アジア・
クライメート・ファイナンス・リード
IFC 金融機関グループ

カウシ・リヤナージュ

アソシエイト・クライメート・インベストメント・オフィサー
IFC 金融機関グループ

ジョゼ・ガミト・ピレス

ブルー・ファイナンス・コンサルタント
IFC 金融機関グループ

Email: bluefinance_enquiries@ifc.org

本ガイドラインの資料は著作権で保護されています。

本ガイドラインの資料は著作権で保護されています。本ガイドラインの一部または全部を許可なく複製または送信した場合、関連法令に違反する可能性があります。IFC は、本ガイドラインに記載された内容の正確性、信頼性もしくは完全性、または本ガイドラインに記載された結論もしくは判断を一切保証せず、内容の遺漏もしくは誤り（誤記及び技術的な誤りを含みますが、これらに限定されません）、またはそれに依拠した結果に対して一切の責任を負いません。

© International Finance Corporation 2025. All rights reserved.

制作協力：



Climate Bonds



Mærsk Mc-Kinney Møller Center
for Zero Carbon Shipping

NIRAS

Ørsted

Rabobank



T.Rowe Price



2121 Pennsylvania Avenue, N.W
Washington, D.C. 20433
ifc.org